（健康確保等のための措置）

第十八条　健康安全管理総括者は、職員の健康保持のため勤務環境の整備について必要な措置を講ずるとともに、規則一〇―四第十六条第一項に規定する特定有害業務又はその他の業務で健康障害を生ずるおそれのあるものに従事する職員の健康障害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

2　健康管理者及び安全管理者は、定期に、前項の特定有害業務に従事する職員が当該業務を行う勤務環境の検査を実施し、その結果について記録を作成しなければならない。

（危害防止のための措置）

第十九条　安全管理者は、災害の発生を未然に防止するため、作業環境、施設等の整備に留意するとともに、危害防止主任者を置く作業場に関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい場所に掲示しなければならない。

（災害発生の危険が生じた場合の措置等）

第二十条　安全管理者は、災害発生の危険が生じたときは、直ちに職員及び関係機関に通報するとともに、職員に退避、救急活動、消火作業その他の緊急作業を行うよう指示する等適切な措置を講じなければならない。

2　安全管理者は、消火器具、避難器具及び救急器具の整備に努め、随時これらの点検を行うとともに、防火、避難等の訓練を行わなければならない。

（設備等の検査）

第二十一条　安全管理者は、規則一〇―四第三十二条第一項に規定する検査を行わなければならない。

2　前項の検査は、当該設備等の検査について十分な知識及び技能を有すると認められる職員を検査員に指名し、又は検査代行機関（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項に規定する検査代行機関をいう。以下同じ。）等に委託し、若しくは依頼して行うものとする。検査代行機関等が検査を実施する場合には、安全管理者又はこれに代わる者が検査に立ち会わなければならない。

3　第一項の検査のうち設置検査、変更検査及び性能検査の結果についての記録は、安全管理者が作成し、当該設備の廃止後一年間保存しなければならない。

4　第一項の検査のうち定期検査の結果についての記録は、安全管理者が設備等の種類ごとに作成し、当該検査の終了後三年間保存しなければならない。

（設備等の届出）

第二十二条　規則一〇―四別表第七に掲げる設備等が設置され、変更され、若しくは廃止されたとき、又は規則一〇―四別表第八第一号から第九号までに掲げる設備等が設置され、若しくは廃止されたときは、健康安全管理総括者は、速やかに当該設備等に関する事項を最高裁判所に届け出なければならない。

（災害等の報告）

第二十三条　職員の勤務する場所において規則一〇―四第三十五条第一項各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、健康安全管理総括者は、速やかにその発生状況等について最高裁判所に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和五十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行前にされた指導区分の決定又は変更及び事後措置は、この規程の規定によつてされたものとみなす。

3　この規程の施行前に作成された健康管理に関する記録は、この規程の規定によつて作成された健康管理記録とみなす。

4　健康安全管理総括者は、この規程の施行の日から三月以内に、規則一〇―四別表第七及び第八第一号から第九号までに掲げる設備等に関する事項を最高裁判所に届け出なければならない。

別表第一（第二条関係）

組織区分	健康安全管理総括者
最高裁判所	事務総局人事局長（保健に係るもの） 事務総局経理局長（安全保持に係るもの）
高等裁判所	事務局長
地方裁判所 （管轄区域内の簡易裁判所を含む。）	地方裁判所長
家庭裁判所	家庭裁判所長

別表第二（第三条関係）

組織区分	健康管理者	安全管理者
最高裁判所 （司法研修所及び裁判所職員総合研修所を除く。）	事務総局人事局能率課長	事務総局経理局管理課長
司法研修所	事務局総務課長	事務局経理課長
裁判所職員総合研修所	事務局総務課長	事務局経理課長
高等裁判所	事務局人事課長	事務局会計課長 （管理課の置かれている庁にあつては、事務局管理課長とする。）
地方裁判所 （管轄区域内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。）	事務局総務課長 （人事課の置かれている庁にあつては、事務局人事課長とする。）	事務局会計課長又は事務局経理課長
家庭裁判所	事務局総務課長 （人事課の置かれている庁にあつては、事務局人事課長とする。）	事務局会計課長又は事務局経理課長 （会計課及び経理課の置かれていない庁にあつては、事務局総務課長とする。）